

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	枚方市 精神障害者保健福祉手帳交付事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、精神障害者保健福祉手帳交付事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

枚方市長

公表日

令和7年8月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳交付事務
②事務の概要	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付・再交付申請書の受理、手帳の発行、返還を行う。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 ①手帳交付及び再交付の申請受理 ②手帳更新の申請受理 ③記載事項変更の申請受理 ④大阪府への診断書判定依頼 ⑤障害年金受給情報の照会 ⑥手帳の発行 ⑦手帳の返還の受理
③システムの名称	障害福祉システム、庁内連携システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム（番号連携サーバ）
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉手帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表22の項 ・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する番号法第19条第8号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会】 番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表41の項 【提供】 ・同表の14、18、20、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、108、113、124、125、141、144、155、161、163の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉事務所 障害支援課、障害企画課
②所属長の役職名	障害支援課長、障害企画課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 健康福祉部 障害支援課 072-841-1457
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則とし、複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	枚方市保有個人情報安全管理規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに則り、漏えい・紛失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、特定個人情報が記載された書類などを廃棄する場合には廃棄した記録を保存する運用としている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	I . 5. ②所属長	川口 哲治	三谷 幸生	事後	
平成29年7月14日	II . 1. いつ時点の計数か	2014/10/31	2017/6/1	事後	
平成29年7月14日	II . 2. いつ時点の計数か	2014/10/31	2017/6/1	事後	
平成29年7月14日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第1の14の項((行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第14条)	・番号法別表第1の14の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第14条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する法別表第2の25の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条)	事後	
平成29年7月14日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
平成29年7月14日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供②法令上の根拠	なし	【照会】 番号法別表第2の25の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条) 【提供】 同表の16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項(同命令第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第18条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2)	事前	
平成29年7月14日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付申請書の受理、大阪府への進達事務及び手帳の手交を行う。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 ①手帳交付及び再交付の申請受理 ②手帳更新の申請受理 ③記載事項変更の申請受理 ④手帳の返還の受理 ⑤障害年金受給情報の照会 ⑥手帳の発行	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付・再交付申請書の受理、手帳の発行、返還を行う。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 ①手帳交付及び再交付の申請受理 ②手帳更新の申請受理 ③記載事項変更の申請受理 ④大阪府への診断書判定依頼 ⑤障害年金受給情報の照会 ⑥手帳の発行 ⑦手帳の返還の受理	事後	
平成29年7月14日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 福祉部 障害福祉室	事後	
平成31年3月29日	I . 5. ②所属長	障害福祉室課長 三谷 幸生	障害福祉室課長	事後	
平成31年3月29日	II . 1. いつ時点の計数か	2017/6/1	2019/1/1	事後	
平成31年3月29日	II . 2. いつ時点の計数か	2017/6/1	2019/1/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	IV. リスク対策		1、提出する特定個人情報保護評価書の種類 〔基礎項目評価書〕 2、特定個人情報の入手 目的外の入手が行われるリスク対策は十分か 〔十分である〕 3、特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か 〔十分である〕 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か 〔十分である〕 4、特定個人情報ファイルの取扱い委託 〔○〕委託しない 5、特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分 〔十分である〕 6、情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 〔十分である〕 不正な提供がお行われるリスクへの対策は十分か 〔十分である〕 7、特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か 〔十分である〕 8、監査 実施の有無 〔○〕内部監査 9、従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 〔十分行っている〕	事後	
令和5年5月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法別表第1の14の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第14条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する法別表第2の25の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条)	・番号法別表第1の14の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する法別表第2の25の項	事後	
令和5年5月10日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 ・番号法別表第2の25の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条) 【提供】 ・同表の10、14、16、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項(同命令第9条、11条、12条、14条、20条、21条、22条、27条、28条、29条、30条、31条、42条、43条の4、53条、55条、59条の2)	【照会】 ・番号法別表第2の25の項 【提供】 ・同表の10、14、16、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項	事後	
令和5年5月10日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	福祉部 障害福祉室	健康福祉部 福祉事務所 障害支援課、障害企画課	事後	
令和5年5月10日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉室課長	障害支援課長、障害企画課長	事後	
令和5年5月10日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 福祉部 障害福祉室	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 健康福祉部 福祉事務所 障害支援課 072-841-1457	事後	
令和5年5月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計算か	平成31年1月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年5月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計算か	平成31年1月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年10月24日	IV. リスク対策	1、提出する特定個人情報保護評価書の種類〔基礎項目評価書〕 2、特定個人情報の入手 目的外の入手が行われるリスク対策は十分か〔十分である〕 3、特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か〔十分である〕 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か〔十分である〕 4、特定個人情報ファイルの取扱い委託〔○〕委託しない 5、特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分〔十分である〕 6、情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か〔十分である〕 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か〔十分である〕 7、特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か〔十分である〕 8、監査 実施の有無〔○〕内部監査 9、従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発〔十分行っている〕	1、提出する特定個人情報保護評価書の種類〔基礎項目評価書〕 2、特定個人情報の入手 目的外の入手が行われるリスク対策は十分か〔十分である〕 3、特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か〔十分である〕 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か〔十分である〕 4、特定個人情報ファイルの取扱い委託〔十分である〕 5、特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分〔十分である〕 6、情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か〔十分である〕 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か〔十分である〕 7、特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か〔十分である〕 8、監査 実施の有無〔○〕内部監査 9、従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発〔十分行っている〕	事後	
令和7年8月27日	I . 3. 法令上の根拠	・番号法別表第1の14の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する法別表第2の25の項	番号法 第9条第1項 別表22の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第十四条	事後	
令和7年8月27日	I . 3. 法令上の根拠	【照会】 番号法別表第2の25の項 【提供】 ・同表の10、14、16、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項	【照会】 番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表41の項 【提供】 ・同表の14、18、20、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、108、113、124、125、141、144、155、161、163の項	事後	
令和7年8月27日	II . 1. いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年8月27日	II . 2. いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年8月27日	II . 8. 人手を介在させる作業		十分である 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則とし、複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行っている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月27日	Ⅱ. 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年8月27日	Ⅱ. 11. 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	
令和7年8月27日	Ⅱ. 11. 判断の根拠		枚方市保有個人情報安全管理規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに則り、漏えい・紛失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、特定個人情報が記載された書類などを廃棄する場合には廃棄した記録を保存する運用としている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	